

【仕様書たたき台】標準仕様書(機能)_03_軽自動車税(種別割)		WT①~③ 当日検討内容		【凡例】 ※緑ハイライトはWT④での検討対象		WT議事・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	団体	修正方針への見解(選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
1. 車両情報管理(当初・更正)										
1.1. 車両台帳管理										
10	1.1.1.	車台情報管理	<p>車台情報の管理(登録、修正、削除)ができること。</p> <p>【管理対象項目】                      軽自管理番号                      登録年月日                      車種                      燃料の種類                      メーカー                      型式                      型式番号                      年式                      車名                      排気区分                      排気量                      原動機の種類                      型式                      型式番号                      形状                      用途                      車台番号                      初度検査年月                      再検査年月日                      所有形態区分                      特記事項</p>	<p>5. 継続検討</p> <p>車台情報の管理(登録、修正、削除)ができること。</p> <p>【管理対象項目】                      軽自管理番号(課税事務のためのユニークな管理番号)                      登録年月日(取得日)                      車種                      燃料の種類                      メーカー                      型式                      年式                      車名                      排気区分                      排気量                      原動機の種類                      フルアシスト自転車該当区分                      ★型式認定番号★                      形状                      用途                      車台番号                      初度検査年月                      所有形態区分                      試乗車区分                      特記事項</p>			A市	①認識相違なし		
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
20	1.1.2.	盗難車区分についても管理(登録、修正、削除)ができること。		<p>※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、削除の方針で問題ないことを確認した。</p>	3. 削除			A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市			
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
30	1.1.3.	標識情報管理	<p>標識情報の管理(登録、修正、削除)ができること。</p> <p>【管理対象項目】                      車両番号(標識番号)                      発行日                      回収区分                      弁償金</p>	<p>5. 継続検討</p> <p>標識情報の管理(登録、修正、削除)ができること。</p> <p>【管理対象項目】                      車両番号(標識番号)                      交付年月日                      標識回収区分(原付・小型特殊のみ)                      ★弁償金額★                      ★弁償金支払日★                      ★弁償金支払い有無★</p> <p>→弁償金支払いに関する項目を追加</p>			A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
40	1.1.4.	試乗標識及び仮ナンバーを管理(登録、修正、削除)ができること。	<p>No. 1_30</p> <p>【管理対象項目】                      申請情報                      発行日                      貸与期間                      回収状況</p>	<p>2. 修正</p> <p>試乗標識を管理(登録、修正、削除)ができること。</p> <p>【管理対象項目】                      申請情報                      交付年月日                      車両番号(標識番号)                      貸与期間                      標識回収区分</p> <p>→車両番号(標識番号)を追加</p>			A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市			
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
50	1.1.5.		各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。		2. 修正	各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市		
								F市		
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
								60	1.1.6.	名義人情報管理
B市	①認識相違なし									
C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 氏名～連絡先情報を宛名情報とまとめて記載して良いと考える。								
D市	②補足事項・疑義あり	マイナンバーについて、「※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。」とあるが、現状、軽自動車税申告書にマイナンバーの記載欄は無く、減免申請時以外にマイナンバーを記入してもらうことも無いため、今後マイナンバーを活用する想定として、住基等と連携せずにマイナンバーを管理することは不可能なのではないか。								
E市	①認識相違なし									
F市	①認識相違なし									
H市	①認識相違なし	（1）氏名～連絡先情報について宛名情報とまとめて記載で問題ない。								
I市	②補足事項・疑義あり	連絡先情報とは電話番号も含まれていると解釈しているが、当市では電話番号を宛名情報の中で管理していない。各自治体で「宛名情報」というものが同一であればよいが、そうでない場合はまとめて項目を列挙した方がよいと思う。また、削除された項目にそもそも宛名番号の記載がないが、宛名情報には必ず「宛名番号」が必要。								
J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。								
K市	①認識相違なし									
70	1.1.7.	納税義務者情報管理	納税義務者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。  【管理対象】 納税義務者番号 個人番号（マイナンバー） 氏名（カナ・漢字） 住所（郵便番号・方書含む） 生年月日 連絡先情報 特記事項  ※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。	・納税義務者番号 宛名番号を意図しているため、その旨を補記する。（総務省）  ・個人番号（マイナンバー） 名義人の項目と同様だが、特に住所不明の対象者の追跡など有用性が確認できたため、必須機能として定義を行う。（総務省）  ・世帯番号 番号のみの照会か世帯の情報まで業務システムでの管理を想定しているか確認したい。（E市） →システム構成によって、照会方法の利便性は異なると考えているが、番号をキーに世帯情報を住民記録側に参照することを想定している。（総務省） →代理の方が窓口に来た場合など、世帯番号は軽自動車税システム内で管理できる必要はないが、照会できる必要がある。その方が業務効率上望ましいと考えている。（D市） →本項目を定義することでシステム構成を限定した記載になることが懸念される。データベースの仕様に関する要件は記載を行わない方針が良いのではない。（APPLIC） →業務上必要なものは仕様書内で記載していきたいと考えているが、本項目についてはシステム構成の限定を避けるためオプション機能として記載する。（総務省）  ・口座情報 収納から参照できれば問題ないため、軽自動車税システム内で管理する必要はない。（D市）  ※その他は「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り	2. 修正	納税義務者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。  【管理対象】 納税義務者番号（宛名番号） 個人番号（マイナンバー） 法人番号 世帯番号 氏名（カナ・漢字） 住所（郵便番号・方書含む） 生年月日 連絡先情報 宛名情報 住基喪失情報（喪失日・喪失事由） 特記事項  ※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。  →氏名～連絡先情報を宛名情報と記載	（1）氏名～連絡先情報について宛名管理側で保持している情報と認識している。列挙しているもの以外にも宛名側から連携されている項目が想定されることと、記載のものは軽自動車税業務特有の項目ではないため、宛名情報とまとめて記載してはどうか。			
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 氏名～連絡先情報を宛名情報とまとめて記載して良いと考える。
								D市	②補足事項・疑義あり	宛名管理側とは、団体内統合宛名等のシステム側という認識でよろしいか。それならば、個人番号や法人番号、世帯番号、住基喪失情報も宛名管理で登録し情報連携すれば良いのではないか。
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	②補足事項・疑義あり	1.1.6の回答参照
								J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
								K市	①認識相違なし	
								80	1.1.8.	定置場情報管理
B市	①認識相違なし									
C市	①認識相違なし									
D市	①認識相違なし									
E市	①認識相違なし									
F市	①認識相違なし									
H市	①認識相違なし									
I市	①認識相違なし									
J市	①認識相違なし									
K市	②補足事項・疑義あり									

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
90	1.1.9. 課税区分管理	課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。  【課税区分】 通常課税 臨時課税 課税保留 課税取消 非課税 官公署課税 課税免除 不均一課税 減免	・官公署非課税 課税区分としての定義はオプションとし、官公署非課税分の抽出機能を7.1.3.で記載する整理としたい。（総務省）  ・随時課税 当市では随時課税の登録を行っていない。通り登録などで課税が発生したのも、「課税」としているため、当初課税と区別はしていない。（D市） →当初課税と随時を分けて管理している。当初から税額が変わる項目になるため、調定・統計の際に分けて整理する必要はあると考えている。調定・統計時に分けて抽出することができれば問題ない。（I市） →当市では課税区分を分けていないが通知書番号で判別できるため、実質的に分けて管理できている。（K市） →随時課税の区分についてはオプションとし、調定・統計の機能において抽出できることを必須とする方向で整理を行いたい。後者の議論は7.統計・調定で行う想定。（総務省）	2.修正	課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。  【課税区分】 課税 臨時課税 課税取消 非課税 官公署非課税 震災非課税 課税免除 不均一課税 減免 ★課税情報の調査中★	(1) 震災非課税の可否 APPLICから提案された課税区分だが、過去東日本大震災でしか該当するものがないことや通常の非課税と区分する必要があるれば定義する必要はない認識でよいか。	A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	②補足事項・疑義あり	補足事項・疑義 「通常課税」が「課税」と修正されているが、会議の中では「通常課税」を「当初課税」と定義したと記憶している。
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	(1) 震災非課税については災害減免をそもそも取り扱っておらず、不要と考えている。
							I市	②補足事項・疑義あり	交付税検査の項目として震災非課税の台数があるため、必要。全国的にも震災が多く、今後も他の統計等でも把握が必要になる可能性があるため、非課税の中でも事由を「震災」で抽出できるようにする必要がある。
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
							K市	①認識相違なし	
00	1.1.10.	特定の団体を非課税対象として管理できること。	・要否の確認 車両ごとに個別で課税/非課税の入力を行うことは設定ミスリスクが高くなると考えられるため、機能の必要性はあると考えている。（C市） →当市でも当該機能は活用する見込みがある。（D市） →削除を行わず、必須機能として定義する。（総務省）	2.修正	特定の団体を非課税対象として管理できること。	(1) 当該機能の運用 団体単位で一括非課税登録をする場合でも用途の確認は毎年度実施する認識で相違ないか。	A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	②補足事項・疑義あり	補足事項・疑義 本市では、非課税対象を用途で判断していないため、毎年度実施する確認作業の内容が不明である。
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	(1) 震災非課税については災害減免をそもそも取り扱っておらず、不要と考えている。
							I市	②補足事項・疑義あり	用途の確認とは一体何か。例えば当市では、官公署は非課税団体として扱っているため、車両を登録する際に課税区分を非課税に設定した後は、特に何かを確認することはない。法445②の日本赤十字社所有の車両についての用途確認のことを指しているのか。
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
							K市	①認識相違なし	
10	1.1.11.	課税保留の解除時、自動的に課税が発生すること。 解除日は任意に修正できること。	・課税保留 総務省で持ち帰り検討	5.継続検討	課税区分が課税情報の調査中のものについて、調査に係る情報を管理できること。  【管理対象項目】 開始日 開始事由 終了日 調査結果	(1) 課税区分：課税情報の調査中のケースでの管理対象項目 課税区分を調査中として、開始日、開始事由、終了日、調査結果を管理対象項目として設定しているが、実運用を踏まえて記載は十分であるかご回答いただきたい。	A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答十分である。
							D市	②補足事項・疑義あり	5.1.1の返戻処理で管理できることが望ましい。
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	③その他	(1) 課税区分：調査中の段階で課税保留をかける運用は課税側ではなく収納の滞納整理業務の関係で行っており、事務を行っていないため回答不能。
							I市	②補足事項・疑義あり	当市では陸運支局、軽自動車検査協会にて廃車不可能であると本人から申請があった車両、または、返戻の際に調査を行った結果公示となった車両に対して課税保留を行っており、「課税区分が課税情報の調査中」といった状態は発生していない。左記の内容は返戻調査画面の管理項目のことを指しているのか。
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
							K市	③その他	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答											
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄									
20	1.1.12. 軽自動車税種別割管理		初回検査年月から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として管理できること。また、重課除外区分についても管理できること。	<p>・修正案について 初回検査月が分からない場合は、年度のみで判断し重課対象区分を一括で設定出来ればよいと考えている。(D市) →記載の方向性については、持ち帰り検討したい。(総務省) …修正方針内容に案(緑字)を記載。(総務省)</p> <p>・追加機能案(No.1) 案の通り必須機能としての定義で問題ないことを確認。(総務省)</p>	5. 継続検討	<p>初回検査年月★(または年)★から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として★一括設定★できること。 また、個別に経年重課対象区分を設定できること。</p> <p>●追加機能No.1 初回検査年月から法定年月が経過した車両であっても、地方税法に基づき経年重課対象とならない車両について、経年重課除外区分として管理できること。</p>		A市	①認識相違なし									
								B市	①認識相違なし									
								C市	①認識相違なし									
								D市	①認識相違なし									
								E市	①認識相違なし									
								F市	①認識相違なし									
								H市	①認識相違なし									
								I市	①認識相違なし									
								J市	①認識相違なし									
								K市	①認識相違なし									
								30	1.1.13.		地方税法に則った軽課(グリーン化特例)対象車両区分の管理ができること。	<p>・軽課税額の要否について 現行システムでは重課軽課の判定の際に任意に設定した税額が反映される必要があると考えている。当市では周辺市と税額が異なっている場合があるため、税額が必要になる。(D市) →現在の税法上で超過税率に該当する車両はないと考えているが、今後の税法改正などで必要になる場合もあると考えているため、機能の定義は改めて確認したい。(総務省)</p>	5. 継続検討	<p>地方税法に則った軽課(グリーン化特例)対象車両区分の管理ができること。 ★また、軽課税額の設定もできること★</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→2.1.2.に条例に基づく税額計算の記載を</div>	A市	①認識相違なし	
																B市	①認識相違なし	
																C市	①認識相違なし	
D市	①認識相違なし																	
E市	①認識相違なし																	
F市	①認識相違なし																	
H市	①認識相違なし																	
I市	①認識相違なし																	
J市	①認識相違なし																	
K市																		
40	1.1.14. 廃車車両管理	<p>廃車済みの車両を管理(登録、修正)できること。</p> <p>【管理対象項目】 車両情報 廃車日 廃車事由</p>	<p>・特記事項について 特記事項はメモと同一のものを指すという認識で良いか。(K市) →ご認識の通りである。(総務省)</p> <p>※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、修正を行う方針で問題ないことを確認した。</p>	2. 修正	<p>廃車済みの車両を管理(登録、修正)できること。</p> <p>【管理対象項目】 車両情報 廃車日 廃車事由 特記事項</p>		A市									①認識相違なし		
							B市									①認識相違なし		
							C市									②補足事項・疑義あり	補足事項・疑義 管理対象項目として「標識返納の有無」を追加したい。ただし、1.1.3の管理対象項目「回収区分」に含まれていれば問題ない。	
							D市	①認識相違なし										
							E市	①認識相違なし										
							F市	①認識相違なし										
							H市	①認識相違なし										
							I市	①認識相違なし										
							J市	①認識相違なし										
							K市	①認識相違なし										
							50	1.1.15.	<p>廃車を行った車両を復活させることができること。</p>	<p>・廃車復活の経緯 1.4.2.異動履歴管理の特記事項で管理を想定しているが問題ないか。(総務省) →問題ない。(D市)</p> <p>※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義箇所を1.2.13.下行に移動する方針で問題ないことを確認した。なお、定義の記載内容については変更なし。</p>	1. 変更なし	<p>廃車を行った車両を復活させることができること。</p> <p>※定義箇所を→1.2.13.の下行に移動※</p>		A市	①認識相違なし			
														B市	①認識相違なし			
														C市	①認識相違なし			
D市	①認識相違なし																	
E市	①認識相違なし																	
F市	①認識相違なし																	
H市	①認識相違なし																	
I市	①認識相違なし																	
J市	①認識相違なし																	
K市	①認識相違なし																	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
60	1.1.16. 納税承継人・納税管理人管理	相続人代表者・納税管理人・成年後見人の情報を管理（登録、修正、削除）できること。	※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載内容を修正する方針で問題ないことを確認した。	2. 修正	納税承継人・納税管理人の情報を管理（登録、修正、削除）できること。  【管理対象】 納税承継人・納税管理人区分 個人番号（マイナンバー） 法人番号 <u>氏名（カナ・漢字）</u> <u>住所（郵便番号・方書含む）</u> <u>生年月日</u> <u>連絡先情報</u> 宛名情報 特記事項	(1) 氏名～連絡先情報について宛名管理側で保持している情報と認識している。列挙しているもの以外にも宛名側から連携されている項目が想定されること、記載のものは軽自動車税業務特有の項目ではないため、宛名情報とまとめて記載してはどうか。	A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	意見照会事項(1)への回答 氏名～連絡先情報を宛名情報とまとめて記載して良いと考える。
							D市	②補足事項・疑義あり	宛名管理側とは、団体内統合宛名等のシステム側という認識でよろしいか。それならば、個人番号や法人番号、世帯番号、住基喪失情報も宛名管理で登録し情報連携すれば良いのではないか。
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	(1) 記載のとおりの方針で問題ない。
							I市	②補足事項・疑義あり	1.1.6の回答参照
							J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。
							K市	①認識相違なし	
							70	1.1.17. 職権管理	台帳上の全項目について職権による管理（登録・修正・削除）ができること。
B市	①認識相違なし								
C市	①認識相違なし								
D市	①認識相違なし								
E市	①認識相違なし								
F市	①認識相違なし								
H市	①認識相違なし								
I市	①認識相違なし								
J市									
K市	①認識相違なし								
80	1.1.18. 送付先管理	軽自動車税の送付先を管理（登録、修正、削除）できること。	※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載変更はない旨、問題ないことを確認した。  ・期限付きの送付先設定（追加機能案No.1） 送付先の申告の際に期限を記入してもらおう。システム上自動的に送付先が切り替わる。返戻物が減るなど事務の手間が省けるため、活用している。（D市） →同様の運用を行っている。（C市） →運用事例としては少ない状況だが、利便性が高い機能と思われるためオプション機能として整理を行いたい。（総務省）  ・他税目の送付先参照（追加機能案No.2） 現状は一覧で他税目の送付先を確認できる。軽自動車税のものより最新の送付先があれば各課に確認の上、設定を変更する運用を執っている。（I市） →同様の運用をしている。（C市） →必要性は確認したが、軽自動車税の機能としての要否は持ち帰り事項とする。（総務省）	5. 継続検討	軽自動車税の送付先を管理（登録、修正、削除）できること。  ●追加機能No.1 対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を期限付きで設定できること。  ●追加機能No.2 他税目の送付先を参照できること。				
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	

→氏名～連絡先情報を宛名情報と記載

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
<b>1.2. 異動情報登録処理</b>									
90	1.2.1. 申告情報管理	申告区分の管理（登録、修正、削除）ができること。	<p>・各項目の可否について                      申告者及び申告者区分の項目は記入していない。（E市）                      一申告日はシステムの処理日か。取得日と同一であれば1.1.1.の記載にあるためここでは不要と思われる。（I市）                      一申告日は取得日と同一の項目であると思われるため、削除を行う方向で整理したい。処理日は1.4.1.で記載の通りである。総括すると、もとのたたき台の記載に戻すような整理で進める。（総務省）</p> <p>※1.2.11.の検討結果を踏まえ、申告日を要件に記載する方向で修正を行った。</p>	1.変更なし	申告区分及び申告日の管理（登録、修正、削除）ができること。		A市	①認識相違なし	補足事項・疑義 「申告日」は「取得日」ではなく「処理日」を指すのか。「申告日」の定義を確認したい。
							B市	①認識相違なし	
							C市	②補足事項・疑義あり	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
							00	1.2.2. 新規車両登録	
B市	①認識相違なし								
C市	①認識相違なし								
D市	①認識相違なし								
E市	①認識相違なし								
F市	①認識相違なし								
H市	①認識相違なし								
I市	①認識相違なし								
J市	①認識相違なし								
K市	①認識相違なし								
10	1.2.3.	異動日を過去の日付に遡り新規登録ができること。	※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載変更はない旨、問題ないことを確認した。	1.変更なし	異動日を過去の日付に遡り新規登録ができること。				A市
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
							20	1.2.4.	複数の車両を一括で新規登録できること。
B市	①認識相違なし								
C市	①認識相違なし								
D市	①認識相違なし								
E市	①認識相違なし								
F市	①認識相違なし								
H市	①認識相違なし								
I市	①認識相違なし								
J市	①認識相違なし								
K市	①認識相違なし								

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
30	1.2.5. 車両変更登録	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。	No.1_16 No.1_21 ※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載変更はない旨、問題ないことを確認した。 ●追加機能No.1 総務省見解の通り、履歴を残さない修正の機能は追加せず、誤操作の場合も変更履歴の削除による対応で問題ない。(D市)	1. 変更なし	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
40	1.2.6.	異動日を過去の日付に遡り変更登録ができること。	No.1_16 No.1_21 ※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載変更はない旨、問題ないことを確認した。	1. 変更なし	異動日を過去の日付に遡り変更登録ができること。		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
50	1.2.7.	名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。	No.1_16 No.1_21 ※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、定義の記載変更はない旨、問題ないことを確認した。	1. 変更なし	名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
60	1.2.8.	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	No.1_16 No.1_21 ※「第1回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。 ・滞納整理機構のデータ 滞納整理機構から届くものは申告書のパンチデータである。(E市) →1.2.14.で該当する機能を記載しているため問題ないと考えている。(総務省) ・一括名義人変更→一括廃車の機能について 画面遷移の要件（画面の機種の順番等）は事業者側の創意工夫に委ねられる範囲となるため、本仕様書の範囲外という認識である。(総務省)	2. 修正	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市		
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答				
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄		
70	1.2.9.		複数車両の定置場を一括で変更できること。	No.1_16 No.1_21	・ディーラーなどによる定置場一括変更への対応 定置場そのものを当市内として管理しているため、当該ケースに対して本機能を利用する見込みはない。(H市) 一定置場については、使用の本拠区まで登録している。当該ケースについては、発生頻度は低い。(K市) 一定置場まで直接出向いて確認するケースがあるため、市内市外を問わず詳細な住所まで管理している。(D市) →他県他市からの異動のみ定置場の住所まで管理を行うため、ケースとしては想定される。(E市) →自治体でどの程度定置場を詳細に管理しているかによって必要性に差が出ると考えられるため、オプションとして整理を行う。(総務省)	1.変更なし	複数車両の定置場を一括で変更できること。		A市	①認識相違なし	
									B市	①認識相違なし	
									C市	①認識相違なし	
									D市	①認識相違なし	
									E市	①認識相違なし	
									F市	①認識相違なし	
									H市	①認識相違なし	
									I市	①認識相違なし	
									J市	①認識相違なし	
									K市	①認識相違なし	
80	1.2.10.	廃車登録	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、廃車登録ができること。	No.1_23 No.1_28	【以下第2回WT検討範囲】 ※「第2回機能WT_資料4_標準仕様書たたき台方針案」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1.変更なし	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、廃車登録ができること。		A市	①認識相違なし	
									B市	①認識相違なし	
									C市	①認識相違なし	
									D市	①認識相違なし	
									E市	①認識相違なし	
									F市	①認識相違なし	
									H市	①認識相違なし	
									I市	①認識相違なし	
									J市	①認識相違なし	
									K市	①認識相違なし	
90	1.2.11.		異動日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。	No.1_23 No.1_28	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ※廃車時の申告日は1.1.1.で定義されている「取得日」とは異なるため、1.2.1.の申告日を復活させる方向で整理を行う。(詳細は、1.2.1.を参)	1.変更なし	異動日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。		A市	①認識相違なし	
									B市	①認識相違なし	
									C市	①認識相違なし	
									D市	①認識相違なし	
									E市	①認識相違なし	
									F市	①認識相違なし	
									H市	①認識相違なし	
									I市	①認識相違なし	
									J市	①認識相違なし	
									K市	①認識相違なし	
00	1.2.12.		複数の車両を一括で廃車できること。	No.1_23 No.1_28	・機能の要否について 当該機能は大量処理時の入力負荷を抑えることを意図したもので、コメントの内容と前提が異なる要件だが、記載内容に異議はあるか。(総務省) →この定義内容で問題ないと考えている。(K市) →修正案の通り、必須機能として定義を行う。(総務省)	2.修正	複数の車両を一括で廃車できること。		A市	①認識相違なし	
									B市	①認識相違なし	
									C市	①認識相違なし	
									D市	①認識相違なし	
									E市	①認識相違なし	
									F市	①認識相違なし	
									H市	①認識相違なし	
									I市	①認識相違なし	
									J市	①認識相違なし	
									K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
10	1.2.13.		同日付の新規登録・廃車登録が可能であること。	No.1_23 No.1_28	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、定義の記載内容を修正する方針で問題ないことを確認した。	2. 修正	同日付の新規登録・変更登録・廃車登録が可能であること。	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
20	1.2.14.	申告データ取込	申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新、調定ができること。	No.1_10	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、オプション機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ※また、軽自動車OSSへの対応（電子申告）については必須機能になると考えているが、今後のOSS側の検討状況を見て対応する要件の精査を進める方針である。	1. 変更なし	申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新、調定ができること。	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
30	1.2.15.		申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。  【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト	No.1_10	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、オプション機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1. 変更なし	申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。  【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
40	1.2.16. 申告書イメージ管理	申告書イメージ管理	申告書のイメージデータを管理できること。	業務フローとの対応	5. 継続検討	申告書のイメージデータを管理できること。	(1) 申告書の現行管理年数について各構成団体で過去何年分の申告書を保管しているか。(紙・データ問わない) (2) 申告書の管理年数における標準化の方針標準仕様書で示す統一的な方針としては、最低更新年限分(7年分)とする方向で考えているが、各団体の運用例などを踏まえて、業務の実態上問題点はあるか。	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	②補足事項・疑義あり	意見照会事項(1)への回答 新規・変更は常用、廃車は5年
								D市	③その他	(1) 申告書(紙)は現状永年保存しているが、10年を保存年限として廃棄するよう変更予定である。紙の申告書はスキャンし、データとしても永年保存しているが、手間や人員不足等の関係で、紙の保存年限変更と同時にスキャンも中止する予定である。登録データは全件分保存しており、今後も破棄する予定は無い。 (2) 特に問題ないと思われる。
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	(1) 市受付分: 10年間 市以外: 現行システム稼働(H23.11)から
								H市	①認識相違なし	(1) 申告書の現行保管年数について登録申告書については登録中である限りは永年。廃車申告書については、廃車後5年保存としている。 (2) 特に問題なし。
								I市	②補足事項・疑義あり	具体的に過去何年分の申告書や車両データを保管しているかは把握していない。申告書を一定期間で廃棄することはないため、現在登録がある車両の申告書は執務室内に保管されている認識である。また、データについても、現状使用しているシステムが導入された際、それまでのシステムで管理していたデータは全て移行されてきている。 廃車済み車両の申告書のイメージデータのことを指しているのであれば更新年限分が問題ない。ただし、裁判等で更新年限が通常と異なるケースの場合は、対応できるようにしていただきたい。
								J市	①認識相違なし	■意見照会事項について (1) 紙の申告書については、登録分は永年保存、廃車分は10年保存後破棄している。データ分は全て記録あり。 (2) 問題点なし
								K市	①認識相違なし	
50	1.2.17. 登録時エラーチェック	登録時エラーチェック	◇重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し台帳情報と重複チェック機能ができること。 【対象項目】 車両番号(標識番号) 車台番号	No.1_4 No.1_12	5. 継続検討	◇重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し台帳情報と重複チェック機能ができること。 【対象項目】 車両番号(標識番号) 車台番号 資料番号(受付番号)	(1) エラーまたはアラートの区分け重複チェックの対象項目について、エラー/アラートの区分けは以下のように考えているが問題ないか a) 車両番号(標識番号)→エラー b) 車台番号→エラー ※補足 エラー: 次の処理に進めない(登録できない) アラート: 警告表示等はされるが強制的に次の処理に進むことはできる(登録できる)	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	②補足事項・疑義あり	意見照会事項(1)への回答 b) 車台番号→アラート 小型特殊自動車は車台番号が同じものが存在するため
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。
								K市	②補足事項・疑義あり	車台番号は、先に登録している車両の車台番号が誤っている等の場合に2重に登録せざるを得ないケースがあり、アラートにした方が良いと思われる。
60	1.2.18.	◇登録日付の整合チェック 異動時の取得日と廃車日について、整合性のエラーチェックができること。	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。	No.1_23 No.1_28	2. 修正	◇登録日付の整合チェック 異動時の取得日と廃車日について、整合性のエラーチェックができること。	(1) エラーまたはアラートの区分け当該整合性チェックはエラーとして扱うものと考えているが問題ないか。	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	意見照会事項(1)への回答 問題ない。
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。
								K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答									
							団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄							
70	1.2.19.	<p>◇未入力チェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 車台情報（1.1.1.）の全対象項目 所有者 所有権留保の赤主 課税区分</p>	<p>※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、定義の修正を行う方針で問題ないことを確認した。</p> <p>・燃料の種類 4輪は重課軽課の判定に必要であるが、原付では入力不要なためそのような整理としてはどうか。(H市) →その旨記載する方向で検討を行う。記載の見直し案は改めて提示する。(総務省)</p> <p>・車名 メーカー名を意図した記載である。(I市) →通称名は台帳に記入することは少ないため、メーカー名であれば必要である。(D市) →メーカー名として記載を修正する。(総務省)</p> <p>・追加機能案（No.1） 資料番号一検討中（1.2.17.と同様） 廃車年月日→入力必須 標識返納の有無→原付・小型特殊では必須と記載 弁償金の有無→オプション 弁償金は必要有無が自治体によって分かれると考えているが必須機能と想定しているか。(K市) →1.1.3.の検討を踏まえオプションとする方向で考えている。(総務省)</p>	2.修正	<p>◇未入力チェック（新規登録・変更登録） 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 車種 メーカー 車台番号 燃料の種類（4輪のみ） 排気量 車台番号（標識番号） 納税義務者（氏名、住所） 課税区分</p> <p>●追加機能No.1 ◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。</p> <p>【対象項目】 資料番号（受付番号） 廃車年月日 標識回収区分（原付・小型特殊のみ） 弁償金支払い有無</p>	<p>(1) エラーまたはアラートの区分け 以下のような整理で考えているが相違ないか。 ・エラー項目 車種 車台番号 燃料の種類（4輪のみ） 排気量 車台番号（標識番号） 納税義務者（氏名、住所） 課税区分 廃車年月日 標識回収区分（原付・小型特殊のみ）</p> <p>・アラート項目 メーカー 弁償金支払い有無</p>	A市	①認識相違なし								
							B市	①認識相違なし								
							C市	②補足事項・疑義あり	(1) ・エラー項目 排気量(削除) メーカー(追加)							
							D市	②補足事項・疑義あり	四輪、二輪小型については初年度検査年について未入力エラーが、月についてアラートが出る必要がある。							
							E市	①認識相違なし								
							F市	①認識相違なし								
							H市	③その他	オプションでの定義になっているため必須ではないが、弁償金支払い有無のアラートは不要であると考えている。							
							I市	②補足事項・疑義あり	納税義務者（氏名・住所）について、そもそも宛名であるため、入力項目ではない認識でいる。画面構成によっては宛名も入力項目に含まれるということか。  「メーカー」について、地方税法で規定されている様式では「車名」と記載されているため、「車名」に修正してほしい。							
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。							
							K市	①認識相違なし								
							80	1.2.20.	<p>◇入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のエラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 排気量 車台番号（標識番号）</p>	<p>・用途と車両番号の整合性チェック 車種の中に特殊用途なども含まれている認識であるが別途、用途との整合性チェックは必要になるか。(総務省) →ご指摘の通り車種とのチェックができれば問題ないと考えている。(E市)</p> <p>・車種と排気量 排気区分であれば必要と考えている。(D市) →排気量のチェックも必要である。農耕用車両などで通常考えられないような排気量の届け出があった場合にチェックが必要と考えている。(G市) →排気区分は燃料の種類に応じて自動的に判定されるものと想定しているが、相違ないか。(総務省) →農耕用車両では馬力などの排気区分を個別で設定する場合があるため、全てを自動判定することは難しいと考えている。(G市) →排気区分について、車種を限定した記載を行うかどうか持ち帰り検討を行う。(総務省)</p> <p>【追加機能案】 ●No.1(p48)一定義を行わない方針（上記「用途と車両番号のチェック」を参照） ●No.1(p49) 車種と用途の整合性チェックと認識している。(K市) →形状を用途として置き換えた場合、どのような活用をしているか。(総務省) →当市のシステムの仕様では車種コードで課税に必要な情報を判定する仕組みとなっているため、必要ではない。(K市) →必要としている自治体はないため、削除する方向で検討したい。(総務省) ●No.2→必須とする ●No.3→持ち帰り ●No.4 車台番号と車種とのチェック機能として整理を進めたい。(総務省) →車台番号と車種で判断しているため、当機能は必要であると考えている。(D市)</p>	5.継続検討	<p>◇入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のエラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 排気量 排気区分 車台番号（標識番号） 車台番号</p> <p>●追加機能No.2→登録事項のエラーチェック 初年度検査年月（または年）をもとに、対象車両の軽課区分または重課区分との整合性チェックができること。</p> <p>●追加機能No.3 燃料の種類をもとに排気区分を判定できること。</p> <p>●追加機能No.4 1.2.20.の定義に含める形で記載</p>	<p>(1) エラーまたはアラートの区分け 以下のような整理で考えているが相違ないか。 ・エラー項目 排気量 車台番号（標識番号）</p> <p>・アラート項目 車台番号</p>	A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
														C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答相違ない。
														D市	①認識相違なし	
E市	③その他	追加機能NO3燃料の種類をもとに排気区分を判定できることとありますが、排気区分とは何ですか														
F市	①認識相違なし															
H市	①認識相違なし	(1)問題なし														
I市	②補足事項・疑義あり	排気量125cc以上のバイクについて、申告書に排気量の記載がない場合が多々ある。システムの仕様上、排気量が未入力だとエラー扱いとなり更新することができないため、「0」と入力して更新をかけるといった運用をしている。そのため、排気量を0と入力しても更新がかかる、またはエラーではなくアラートとする必要がある。														
J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。														
K市	①認識相違なし															

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
90	1.2.21. 登録事項のエラーチェック（随時）		<p>課税区分の設定内容について、所有形態との整合性チェックができること。</p> <p>【対象項目（課税区分-所有形態）】 官公署課税-公用車</p> <p>・用途の要否 意図しているものは訪問介護などの利用用途であるため、台帳項目の用途とは異なる。(K市) →当該項目は削除を行う。(総務省)</p> <p>・形状の要否 当市は形状を入力していない。(I市) →当市は形状を入力していないが、構造による減免の際に活用はできると考えている。(D市) →エラーチェックはできても減免は申告に基づいて行うものであるため、アラートレベルではあっても良いと考える。(I市) →オプションとして整理する方向で進めたい。(総務省)</p> <p>※その他については、「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、定義を行う方針で問題ないことを確認した。</p> <p>●追加機能No.1（所有形態と納税義務者区分の整合性チェック） 記載の通りで問題ない。(B市) →問題ないことを確認したため、案の通りの機能を追加する。(総務省)</p>	2. 修正	<p>課税区分の設定内容について、以下の項目との整合性チェックができること。</p> <p>【対象項目】 所有形態 形状 納税義務者</p> <p>●追加機能No.1 所有形態に応じた納税義務者（所有者・使用者）の整合性チェックができること。</p>	<p>(1) 随時の台帳登録事項のチェックについて新規登録・変更登録・廃車登録ではない随時のタイミングでの台帳登録事項の整合性チェックを想定している。 現在要件として想定しているものは以下の通りだが、他に適正な課税を行ううえで必要なものはあるか。 &lt;要件にある随時の台帳登録事項チェック&gt; ・初度検査年月（または年）→重課軽課区分 ・所有形態、形状、納税義務者→課税区分 ・所有形態→納税義務者（所有者・使用者）</p>	A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし	意見照会事項(1)への回答なし。	
							D市	②補足事項・疑義あり	新規登録・変更登録・廃車登録ではない随時のタイミングとは具体的にどのようなタイミングを意味するのか。 例えば、登録情報を入力すると同時にアラートが出る必要はないと思うが、登録確定する際、登録される前にアラートが出る必要はないかと思う。	
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし	(1) 問題なし	
							I市	②補足事項・疑義あり	・所有形態→納税義務者（所有者・使用者）の台帳登録事項チェックとは、所有者、使用者の住所、氏名、所有権留保やリース車といった部分について、j-lisデータとシステムのデータを突合して差異がないかチェックするという認識で合っているか。	
							J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。	
							K市	①認識相違なし		
00	1.3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携									
	1.3.1. 検査情報取込処理	<p>J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込むこと。</p> <p>※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをもとに基幹システムに取り込むこと</p>	<p>No.1_10 No.1_20 No.1_27</p> <p>・J-LIS連携の運用方法について各団体の回答から検査情報の取込を実施しているかどうかは利用システムの機能の有無に関係しているものと考えられるため、運用としては取込処理を行う前提で機能要件の検討を行う。(総務省)</p> <p>※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。</p>	1. 変更なし	<p>J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込むこと。</p> <p>※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをもとに基幹システムに取り込むこと</p>					
								A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
10	1.3.2.	<p>J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込むこと。</p>	<p>No.1_10 No.1_20</p> <p>※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、必須機能として定義を行う方針で問題ないことを確認した。</p>	1. 変更なし	<p>J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込むこと。</p>					
								A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
20	1.3.3.	<p>取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。</p>	<p>・取込エラーについて全国軽自動車検査協会からのデータは、申告書データを指している。申告書データは株式会社表記方法などに誤りがあるケースが多い。(D市) →同様の状況である。(K市) →要件としてはこのまま必須機能として整理を行う。申告書データの取込エラーの出力については、1.2.15.で記載の認識である。(総務省)</p>	1. 変更なし	<p>取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。</p>					
								A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答									
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄							
30	1.3.4. 対象車両特定処理	取り込んだ軽自動車税検査情報について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。 <u>【対象項目】</u> <u>車台番号</u> <u>車両番号（標識番号）</u>	・車種の可否 車両を特定するユニークなキーとはならないと考えているが、どうか。（総務省） → 本市の現行システムでは、車種が正しく設定されていないものを検査情報と突合して判定している。（C市） → 検査情報と台帳情報の項目の突合は、後続の機能を意図しているためそちらで改めて確認したい。当該要件は元のたたき台の通り定義を行う。（総務省）  追加機能案No.1 全国の自治体意見照会を踏まえて最終的な可否を判断するが、オプションの類型で進める。（総務省）	2. 修正	取り込んだ軽自動車税検査情報について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。  【対象項目】 車台番号 車両番号（標識番号）  ●追加機能No.1 取り込んだ軽自動車税検査情報の所有者について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、宛名候補の特定ができること。  【対象項目】 氏名 住所  →データレイアウトを総務省側で確認中（問題なければ①-LIS→必須、全軽自協→オプションで整理）		A市	①認識相違なし								
							B市	①認識相違なし								
							C市	①認識相違なし								
							D市	①認識相違なし								
							E市	①認識相違なし								
							F市	①認識相違なし								
							H市	①認識相違なし								
							I市	①認識相違なし								
							J市	①認識相違なし								
							K市	①認識相違なし								
							40	1.3.5.	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両（検査情報または台帳情報の片方にのみ記載があるもの）について、該当する車両情報を抽出しリスト出力できること。	・データ保存年限の差異によるアンマッチ分について 現状では、廃車後7年経過の車両を手作業で確認する運用をしているため、除外するキーがあれば良いと考えている。（D市） → 廃車後7年経過した車両を除外する機能を追加する方向で検討したい。（総務省）	2. 修正	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分のしやりょうについて、以下の対象車両情報を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について任意に修正・削除ができること。  【対象車両】 検査情報のみ記載がある車両 台帳情報（システム上）のみ記載がある車両  【除外対象】 廃車後7年が経過した車両（台帳情報）  →データレイアウトを総務省側で確認中（問題なければ①-LIS→必須、全軽自協→オプションで整理）		A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
C市	①認識相違なし															
D市	①認識相違なし															
E市	①認識相違なし															
F市	①認識相違なし															
H市	①認識相違なし															
I市	①認識相違なし															
J市	①認識相違なし															
K市	①認識相違なし															
50	1.3.6. 差分抽出	特定済みの検査情報と台帳情報について、差分をリスト出力できること。 <u>また、差分について台帳情報の更新前に任意に修正できること。</u>  【対象項目】 <u>重課対象区分</u> <u>軽課対象区分</u>	・型式番号、原動機の型式、交付年月日の追記可否 修正案の記載で問題ないと認識している。上記の項目について追記の必要はないと考えている。（D市） → 特に必要との意見はないため、追記は行わない方針とする。（総務省）  ・車種の追記可否 申告時に誤った車種で登録されている車両を判定している。（C市） → 当該機能に追加する方向で進める。（総務省）  ・所有者と使用者について 氏名と住所を含む認識か。本市では必要ないと考えている。名前の漢字や住所の記載は、不一致になりやすくエラーで判定されやすいと考えている。（C市） → まったく異なる氏名や住所が記載されている場合に確認できなくなる懸念があると考えているため、要件としてどのような形で記載すべきか持ち帰り検討したい。（総務省） → 現状、住基情報を同期しているため、検査情報と住所が異なる場合が多い。課税業務上問題ないため、機能から外してはどうか。（D市） → 住所が異なっているケースは、課税業務上は問題のないとも考えられるため、不要とすることも含めて検討したい。（総務省）	2. 修正	対象車両を特定済みの検査情報と台帳情報について、不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。  【対象項目】 車種 初度検査年月 排気量 用途 所有者（氏名） 使用者（氏名） 重課対象区分 軽課対象区分  →データレイアウトを総務省側で確認中（問題なければ①-LIS→必須、全軽自協→オプションで整理）									A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし								
							D市	①認識相違なし								
							E市	①認識相違なし								
							F市	①認識相違なし								
							H市	①認識相違なし								
							I市	②補足事項・疑義あり	住所について不一致項目として扱うかどうか検討段階だったと認識しているが、対象項目に記載がなく第四回検討対象でもないということは項目から削除されたということか。住所だけ別のエラーリスト出るようにしたらどうだろうか。							
							J市	①認識相違なし								
							K市	①認識相違なし								
							60	1.3.7. 台帳情報更新処理	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両情報を更新できること。	※「第2回機能WT資料4-1 標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ※自動更新・手動更新について、一連の処理フローに基づいた対応ができればどちらかで明記して記載する必要はないことを確認した。	2. 修正	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。  →データレイアウトを総務省側で確認中（問題なければ①-LIS→必須、全軽自協→オプションで整理）		A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
C市	①認識相違なし															
D市	①認識相違なし															
E市	①認識相違なし															
F市	①認識相違なし															
H市	①認識相違なし															
I市	①認識相違なし															
J市	①認識相違なし															
K市	①認識相違なし															

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
70	1.3.8.		異動分については、取込結果をもとに車両情報を更新できること。		2. 修正 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。 ※自動更新・手動更新について、一連の処理フローに基づいた対応ができればどちらかで明記して記載する必要はないことを確認した。	随時の異動分については、取込結果をもとに台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。		A市	①認識相違なし	
						→データレイアウトを総務省側で確認中（問題なければJ-LIS→必須、全軽自協→オプションで整理）		B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
80	1.3.9.		更新結果について対象車両情報をリストで出力できること。		2. 修正 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
90	1.4. 異動履歴管理									
	1.4.1.	異動履歴管理	異動履歴（異動内容・異動日・操作者）を管理できること。また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。		5. 継続検討 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。 ※週及での登録の場合は、申告日=異動日とならない場合が考えられるため、右記の修正方針で異動日を追記	異動履歴（異動内容・★異動日★・★処理日★・操作者）を管理できること。また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
00	1.4.2.		異動に関する附帯情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 異動事由 特記事項（メモ）		1. 変更なし ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。 ・宛名画面につけるメモについて 車両につけるメモは、警察からの照会等の車両につけるメモ。宛名につけるメモは送付物の情報など人につけるメモという形で運用している。（E市） 一人につけるメモについては、納税義務者情報管理で定義したものと同一の認識で相違ないか。（総務省） →問題ない。（E市）	異動に関する附帯情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 異動事由 特記事項（メモ）		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
<b>2. 当初課税</b>										
<b>2.1. 当初課税処理</b>										
10	2.1.1. 一括処理	No.3_2	賦課期日現在の登録車両（課税対象車両のみ。非課税、課税保留は除く）の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。	No.3_2	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ●追加機能No.1 案の通り対象者と税額が出力されれば問題ない。(E市) 一納税義務者ごとに税額を出力する機能として定義を行う。(総務省)	2.修正  賦課期日現在の登録車両（課税対象車両のみ。非課税、★課税情報の調査中★は除く）の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。  ●追加機能No.1 当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額のリストを作成できること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
20	2.1.2. 税額計算	No.3_3	税額計算ができること。	No.3_3	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1.変更なし  ★地方税法及び条例に基づく★税額計算ができること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
30	2.1.3.		税額計算時、車種より重課対象車両、軽課対象車両が自動で判定されること。		※2.1.2.に含まれる機能という認識で問題ないことを確認したため、当該記載は削除する。	3.削除		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	②補足事項・疑義あり	車種、燃料区分、初度検査年月により、軽課・重課対象車両が自動で判定される必要がある。
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
40	2.1.4. 一括納期限設定		一括で条例に基づく納期限の設定ができること。		※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ・個別での納期限設定 記載しているものは返戻時を想定しているため、5.2.での検討で問題ない。(D市) 一随時の課税は、当初賦課決定時にすべて設定しているため、個別に設定する運用はしていない。(C市) 一個別での納期限設定を想定したものではないという認識で相違ないか。(総務省) 一問題ない。(C市)	2.修正  条例で定められている納期限を一括で設定することができること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_03_軽自動車税（種別割）			WT①～④ 当日検討内容		【凡例】 ※緑ハイライトはWT④での検討対象	WT議事・修正方針への構成員回答											
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄								
3. 更正																	
3.1. 更正申告受付処理																	
50	3.1.1. 更正申告情報管理	課税取消、課税保留、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の更正に関する各種申告情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請者基本情報（個人番号（マイナンバー）含む） 申請事由	No.3_10 ・申請者情報の要否 申請者情報は更正の申告をしてきた人の情報と理解したが、第三者からの申告の場合でも納税義務者の情報のみ分ればよいと考えている。（H市） →申請者の情報については削除する方向で整理する。納税義務者の情報はすでに他機能で管理されている想定。（総務省） →申請日などの項目があるのであれば、現行は管理していないが申請者情報は残しても良いのではないか。（E市） →同様の認識である。（H市） →当市でも必要としていないため、入力必須項目でなければ問題ないと思われる。（G市） →申請者の個人番号は取得の必要はないと思われるが、氏名や住所はオプションとして記載を残す方向で検討する。（総務省）  ・職権更正 農耕車両で申告内容が誤っていることが確認された場合は職権更正を行うケースがある。（D市） →職権で減免などの区分を外すケースはある。（K市） →当該機能群は申告をもとにした機能を想定している。職権による更正も念頭にこの後の検討を進める。（総務省）  ※その他は「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	2.修正	課税取消、★課税保留★、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の更正に関する各種申告情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理できること。  【管理対象項目】 申請年月日 申請者情報（氏名・住所・連絡先） 申請区分 申請事由 特記事項	（1）申請者情報の管理 代理申請などを想定した申請者情報の管理は更正申告時のみに限定した記載で問題ないか。	A市	①認識相違なし									
							B市	①認識相違なし									
							C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答問題ない。								
							D市	②補足事項・疑義あり	申請者情報を管理するならば、オプションかつ入力必須でない項目として、車両の登録、廃車、排気量や定置場の変更、減免申請等の入力時にも申請者情報を管理するべきではないか。								
							E市	①認識相違なし									
							F市	①認識相違なし									
							H市	①認識相違なし	意見照会事項について記載のとおりで問題なし。								
							I市	①認識相違なし									
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。								
							K市	①認識相違なし									
							60	3.1.2. 審査結果情報管理	各種申告内容の審査結果を管理（登録、修正、削除）できること。  【管理対象項目】 許可/不許可事由 開始年月日 解除理由 ※課税保留のみ 解除日 ※課税保留のみ	No.3_11 ※課税保留については総務省側で検討中  ・解除理由、解除日について 課税保留を行う場合のみ必要であることを確認したため、課税保留に関する検討結果を踏まえて要件を見直ししたい。（総務省）	5.継続検討	各種申告内容の審査結果を管理（登録、修正、削除）できること。  【管理対象項目】 審査結果 許可/不許可事由 更正決定日 ★解除事由 ※課税保留のみ★ ★解除日 ※課税保留のみ★		A市	①認識相違なし		
														B市	①認識相違なし		
C市	①認識相違なし																
D市	①認識相違なし																
E市	①認識相違なし																
F市	①認識相違なし																
H市	①認識相違なし																
I市	②補足事項・疑義あり	たたき台に記載したが、不許可をデフォルトにしてほしい。															
J市	①認識相違なし																
K市	①認識相違なし																
3.2. 減免処理																	
70	3.2.1. 減免対象抽出	以下に該当する減免対象を選択し抽出できること。 なお、対象者が死亡している場合は除外できること。  【減免対象区分】 前年減免者 生活保護 公益使用 身体又は精神障害者 知的障害者 構造が専ら身体障害者等の利用に供する 災害 その他	No.4_1 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ●追加機能案No.1～2 特段懸念事項は挙がらなかったため、当該記載を進める。	2.修正	前年度の減免者及び以下に該当する減免対象を選択し抽出できること。 なお、対象者が死亡している場合は別途抽出できること。  【減免対象区分】 生活保護 公益使用 身体又は精神障害者 知的障害者 構造が専ら身体障害者等の利用に供する 福祉車両 災害 その他  ●追加機能No.1 生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。  ●追加機能No.2 障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。	→前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し  →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し								（1）D市照会事項 災害減免について、納期限後の減免の取り扱いを知りたい。納付済みの場合、還付するのか。3月に災害が発生したとして、現年度の減免対象となるか。	A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし									
							C市	①認識相違なし									
							D市	①認識相違なし									
							E市	①認識相違なし									
							F市	①認識相違なし									
							H市	②補足事項・疑義あり	知的障害者の項目は、必須としたい。療育手帳の所有によっても減免を受け付けているため、件数も少なくはないため。								
							I市	①認識相違なし									
							J市	①認識相違なし									
							K市	①認識相違なし									
							80	3.2.2. 抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。	【出力項目】 減免対象区分 所有者情報 手帳所持者情報（障害等級含む） 運転者情報	No.4_1 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。  ・災害減免時の還付金の発生有無について 災害減免時の還付有無は後日文書で照会する。（総務省）	2.修正	抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。  【出力対象項目】 減免区分 車両情報（車台番号、車両番号（標識番号）、形状、用途） 納税義務者情報（氏名、住所） 手帳所持者情報（氏名、住所、障害名、障害等級、所有者との関係） 運転者情報（氏名、住所） 減免割合 減免額  →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し  →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し	（1）D市照会事項 災害減免について、納期限後の減免の取り扱いを知りたい。納付済みの場合、還付するのか。3月に災害が発生したとして、現年度の減免対象となるか。		A市	①認識相違なし	
															B市	①認識相違なし	
C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 ・納期限後の減免申請は認められない。還付もない。 ・3月に災害が発生したとして、納期限までに減免申請があれば現年度の減免対象となる。															
D市	③その他	今後、状況に応じて条例改正などをし、対応が変わる可能性があるが、現状では4月2日～納期限7日前までに災害減免の対象となった場合以外は減免を受け付けない。  ※この照会事項に関して、減免認定基準も標準化するならば、他市町村の現況を知りたいと思つての質問でしたが、減免認定基準については標準化しないとのことなので、WTで議論するには及びません。ありがとうございました。															
E市	①認識相違なし																
F市	①認識相違なし	・納期限後は減免の対象としていない。 ・直近では災害減免の例がないのでわからないが、賦課基準日前に災害発生した場合には、何らかの形で課税対象となり得ない証明ができれば廃車扱いにすると考えられる。															
H市	①認識相違なし																
I市	①認識相違なし																
J市	①認識相違なし																
K市	①認識相違なし																

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解(選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
90	3.2.3. 減免申請書等作成	No.4_2	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括または個別に作成できること。 ※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。 ※申請書の仕様については帳票WTで検討を行う。	1. 変更なし	抽出した減免対象者に対し、減免申請書を一括または個別に作成できること。 →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し		A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	②補足事項・疑義あり		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
00	3.2.4. 減免情報管理	No.4_7	・罹災証明 不動産は罹災証明で動産は罹災届出証明になる。当市では罹災届出証明で運用する方針となっている。認証機関は市役所となる。(D市) →団体によって災害減免の有無が分かれる状況のため、罹災届出証明の管理は引き続き検討事項としたい。(総務省) ・申請者 申請者は納税義務者という認識で良いか。(I市) →こちらは納税義務者を意図している。記載方法が混同しやすいため、整理してご提示したい。(総務省)	5. 継続検討	減免に係る情報を管理(登録、修正、削除)できること。 【管理対象項目】 申請年月日 減免対象区分 車両情報(車両番号、車両番号(標識番号)、形状、用途) 納税義務者情報(氏名、住所、個人番号(マイナンバー)、名義人区分、★罹災届出証明★、生活保護) 障害者情報(氏名、住所、個人番号(マイナンバー)、障害名、障害等級、所有者との関係、生計を一にする親族の有無、公費負担番号) 運転者情報(氏名、住所、個人番号(マイナンバー)) 審査結果 許可/不許可事由 減免割合 減免期間(減免決定日、終了日) 特記事項	→前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	②補足事項・疑義あり	・障害者、運転者も宛番号を使用するのであれば、記載したほうが良いと思われる。 ・不許可理由は必要と思われるが、許可事由において何を管理するのが分かりませんでした。 ・期間(減免決定日、終了日)とあるが、開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日の4種類を管理するのが一般的と思われる。 (終了年度、終了決定日は管理せず、終了後の課税のデータの開始年度、決定日で管理する方法も考えられる)
10	3.2.5. 減免処理		※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1. 変更なし	減免対象車両を一括で減免処理できること。 →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し →前年減免者は減免対象ではないため、記載位置を見直し		A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
3.3. 更正(税額変更)処理										
20	3.3.1. 更正処理	No.3_15	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1. 変更なし	更正申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。		A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
30	3.3.2. 更正(税額変更)	No.3_16	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、もとのたたき台の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	1. 変更なし	更正処理に基づき、税額計算ができること。		A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_03_軽自動車税（種別割）			WT①～④ 当日検討内容		【凡例】 ※緑ハイライトはWT④での検討対象		WT議事・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
40	3.3.3.		賦課期日後に、賦課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。	No.3_16	※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	2.修正	賦課期日後に、賦課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。 ★追加機能No.1★ 条例で定められている納期限を一括で設定することができること。 ★追加機能No.2★ 更正処理の結果税額が変更となった対象者を抽出し、更正（税額変更）者リストを出力できること。 【抽出条件】 更正月		A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	
3.4. その他更正処理										
50	3.4.1.	過年度更正	過去5年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること。		※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。	2.修正	法定年限に基づく更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること。		A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	
	3.4.2.	職権修正	課税内容について、職権による強制修正ができること。		※「第2回機能WT_資料4-1_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正案の記載で定義を行う方針で問題ないことを確認した。 【以上が第2回WTでの検討範囲】	2.修正	課税に係る全項目について、職権による強制修正ができること。		A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	
4. 交付										
4.1. 納税通知発行										
70	4.1.1.	納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行	当初課税時または更正時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書（兼納付書兼納税証明書）を出力できること。 【出力条件】 市内/市外 口座	No.1_39 No.3_6 No.3_12	【以下、第3回WT】 ・ 県外の可否 引き抜き時に対象者を探す際に利用している。基本的には住所ごとに分けて出力されていれば良い。(D市) 一出力順のところで住所順を定義しているためそちらで対応いただく想定になる。(総務省) ・ 所有台数順について 文字通り2台持ちなどの所有台数になる。台数によって郵送料が変わるため、当該機能がないと発送までに事務作業の負担がかかる。また引き抜きなどによっても台数が変わることがあるため、所有台数順の管理ができればよい。(I市) 一当市では所有台数ごとにまとめて出力を行っているが、当該機能があれば業務負担の軽減につながると考えている。複数条件を指定することは可能という認識で良いか。(H市) 一認識相違ない。(総務省) ・ 出力形態 紙とPDFで問題なし	2.修正	当初課税時または更正時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書（兼納付書兼納税証明書）を出力できること。 【一括出力条件】 全件 市内/市外 一般納付（納付書納付）/口座振替 【一括出力順】 氏名50音順 住所順（地区を設定） 郵便番号順 所有車両の台数順		A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ②補足事項・疑義あり J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	一括出力条件に以下の条件を追加してほしい。 ・ 前年度減免対象者（市内/市外） ・ 口座（市内/市外） ・ 海外（一般/口座） ・ エラー 一括出力順について、優先順位をつけることは可能か。

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
80	4.1.2. 納付書発行	一定の出力条件を指定し、納付書を発行できること。 データ一括出力もできること。  【出力条件】 死亡者分 前年度減免	軽自動車税のシステムの機能としては必要性がないため、「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、記載を削除する方針で問題ないことを確認した。	3. 削除			A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市		
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
4.2. 各種通知発行									
90	4.2.1. 減免決定通知書発行	減免申請者のうち審査結果が許可となっている対象者に対し、減免決定通知書を発行できること。	No.4_8 ・出力条件 月別の全件で問題ないことを確認した。（総務省）  ※その他は「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」の通り、修正を行う方針で問題ないことを確認した。	2. 修正	減免申請者のうち審査結果が許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免決定通知書を出力できること。  【一括出力条件】 全件（月別）  →送付先のみ編集対象として整理  →軽自動車税システム側での納税証明書の発行機能の定義可否を踏まえて検討  →共通要件で重複宛名を名寄せした場合と異なる宛名への変更がされた場合の区別ができるように定義を行う方針でどうか		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
00	4.2.2. 減免不許可通知書発行	減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、減免不許可通知書を発行できること。	No.3_12 ・運用自治体 構成団体では運用がある自治体はないため、全国照会時の意見をもって定義を行う。（総務省）	2. 修正	減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免不許可通知書を発行できること。  【一括出力条件】 全件（月別）		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
10	4.2.3. 更正決定（税額変更）通知書発行	更正処理の結果税額が変更となったものに対し、更正決定（税額変更）通知書を発行できること。 また、更正決定に際し更正決議書を出力できること。	No.3_12 ・一括出力条件 「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。  ・更正決議の運用 「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。  ・更正対象者リスト EUCでも問題はないが、帳票としてあるのであればあえて実装不可にする必要はない。当市では税額変更者リストとして出力される。（I市） →当市でも税額変更者リストは帳票定義体として使用している。（H市、C市） →帳票として定義を進める方針とする。（総務省）	5. 継続検討	更正処理の結果税額が変更となったものに対し、一括または個別で更正決定（税額変更）通知書を発行できること。 また、更正決定に際し更正決議書及び更正決定連絡票を出力できること。  【一括出力条件】 全件（月別）  ●追加機能→3.3.3. 参照		A市	①認識相違なし	
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	②補足事項・疑義あり	更正決定連絡票が何を指しているのか不明。収納側に渡す更正決定者の一覧表のことを指しているのか。
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
20	4.2.4. 課税物件異動通知発行	他市町村登録車両の廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。	No.1_6	・課税物件異動通知の標準化について 他市町村ナンバーの廃車受付の実施有無や公印の仕様有無に運用の違いはあるため、そういった部分に対して方針が出す必要があると考えているが、標準化のメリットはあると考えている。なお、当市では他市町村の廃車のみ受付は行っていない。ただし自市での標識交付を行う場合は認めている。(K市) →同様に他市町村の廃車だけは受けていない。当市のケースで課税物件異動通知を発行していない自治体との間で二重課税になりかけたことがあるため、標準運用として定義できればメリットは大きいと考えている。(I市) →必須機能とする方向で考えたい。帳票の内容については引き続き帳票WTで検討を進める。(総務省)	1. 変更なし	他市町村登録車両の廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	②補足事項・疑義あり	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	
30	4.2.5.	他自治体の廃車申請内容を管理(登録・修正・削除)できること。  【管理対象項目】 申請者情報 他自治体情報 他自治体の車両番号(標識番号)	・対象項目について 「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。	2. 修正	他自治体の廃車申請内容を管理(登録・修正・削除)できること。  【管理対象項目】 申請日 事由 他自治体情報(自治体名、課税物件異動通知書送付日) 旧納税義務者情報(氏名、住所) 旧標識番号 車種 車台番号 メーカー 排気量 排気区分 旧標識の回収区分		A市	①認識相違なし		
							B市	①認識相違なし		
							C市	①認識相違なし		
							D市	①認識相違なし		
							E市	①認識相違なし		
							F市	①認識相違なし		
							H市	①認識相違なし		
							I市	①認識相違なし		
							J市	①認識相違なし		
							K市	①認識相違なし		
40	4.2.6.	課税物件異動通知発行と同時に、標識交付証明書及び廃車申告受付書を発行できること。	No.1_7	・標識返納証明書 当市でも他市町村分の廃車の際は発行していない。(D市) →標識返納済証明書については削除する方針としたい。(総務省)  ・譲渡証明書 廃車申告受付書と一体型の定義のみとするかどうか帳票WTで検討を行う。	5. 継続検討	課税物件異動通知発行と同時に、以下の帳票を選択し発行できること。  【対象帳票】 標識交付証明書 廃車申告受付書 譲渡証明書		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市		
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	②補足事項・疑義あり	
								K市	①認識相違なし	
50	4.2.7. 各種手続き通知書発行(名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更等、放置バイク通知)	以下の条件で異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。  【抽出条件】 期間 転出者 死亡者 市登録分/陸運局分/全件	No.2_2 No.2_7	・抽出条件 「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。  ・追加機能No.1→※4.2.8.の検討よりオプション 管理対象項目の連絡先は、放置場所となっているマンション等の管理者の連絡先を指す。(I市) →放置先の連絡先の旨が分かるよう記載を見直したい。(総務省)	4. 追加	以下の条件で異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。  【抽出条件】 期間 転出者 死亡者 市登録分/都道府県(軽自協会・陸運局)登録分/全件  ●追加機能No.1 放置バイク通知に関する情報を管理(登録・修正・削除)できること。  【管理対象項目】 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考		A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	
								D市	①認識相違なし	
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	
								K市	①認識相違なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答			
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
60	4.2.8.		抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書(名義変更・抹消に関するお知らせ、死亡者通知、転出者通知、定置場変更通知、放置バイク通知)を発行できること。  【各種手続き通知書】 名義変更・抹消に関するお知らせ 死亡者通知 転出者通知 定置場変更通知 放置バイク通知	No.2_3 No.2_10	<ul style="list-style-type: none"> <li>定置場変更通知と放置バイク通知の可否について構成団体で放置バイクはI市のみの運用と考えられる。定置場変更通知は該当団体がいないため、持ち帰り検討したい。(総務省)</li> <li>放置バイクは当市でもオプション機能でも良いと考えている。件数としては月に数件程度であるが、トラブルの要因になりやすいためシステム対応の利便性はある。(I市)</li> <li>団体の人口規模によって活用状況が変わると思われる。放置バイクはオプション機能として整理したい。(総務省)</li> <li>送付先確認の通知</li> <li>5. 返戻・公示の機能で検討を行う。(総務省)</li> </ul>	2. 修正  抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書(名義変更・抹消に関するお知らせ、死亡者通知、転出者通知、定置場変更通知、放置バイク通知)を発行できること。  【各種手続き通知書】 名義変更・抹消に関するお知らせ 死亡者通知 転出者通知 定置場変更通知 放置バイク通知	(1) 定置場変更通知の可否市内転居などがあつ	A市	①認識相違なし	
								B市	①認識相違なし	
								C市	①認識相違なし	意見照会事項(1)への回答良い。
								D市	③その他	削除してかまわないと考える。
								E市	①認識相違なし	
								F市	①認識相違なし	
								H市	①認識相違なし	定置場変更通知については削除の方針で問題ない。
								I市	①認識相違なし	
								J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。
								K市	①認識相違なし	
								70	4.3. 証明書発行	4.3.1.
B市	①認識相違なし									
C市	①認識相違なし									
D市	①認識相違なし									
E市	①認識相違なし									
F市	①認識相違なし									
H市	①認識相違なし									
I市	①認識相違なし									
J市	①認識相違なし									
K市	①認識相違なし									
80	4.3.2.	廃車申告受付書発行	廃車申告受付書の発行ができること。  ・譲渡欄(譲渡証明書欄)の出力制御について名義人変更時のみ利用するため、出力制御できれば問題ない。(G市)  ・発行対象について再登録用と保険用の2種類あり、項目としては車種などを印字している。帳票WTで議論するものと考えている。(K市)  ・追加機能No.1 現在の運用としては、廃車申告受付書の譲渡証明書欄を利用してもらうケースと譲渡証明書に直接記入してもらうケースがある。内容としてはどちらも同一となる。別々に発行する必要はないが、分かれていても譲渡証明書に自動で車両情報が出力できれば問題ない。(I市) 一帳票として分かれている。譲渡の申請があった場合のみ譲渡証明書を渡す。廃車申告受付書と一体型でも問題はない。(D市) 一譲渡証明書と一体型を標準とするかどうかは、帳票WTで印字項目とあわせて検討を行いたい。(総務省)  ・追加機能No.2 現行は廃車入力をしてから廃車申告受付書を発行する仕様になっている。懸案事項としては、RPA等での自動化を検討している団体では、都度廃車入力と廃車申告受付の発行を行う運用は不都合が生じると考えている。(K市) 一便利な機能と思うが、通り廃車の場合に廃車日がどのように設定されるのか疑問がある。RPA等による自動化を考えるのであれば廃車入力を行ってから廃車申告受付書を発行する方が良いのではないか。(I市) 一当市では窓口の人員が不足しており、円滑な窓口対応のため、先に廃車申告受付書を行ってから後でまとめて廃車入力を行う運用を行っている。申請内容の審査等は窓口で行っている。(D市) 一廃車入力中は申請者に待ってもらっており、窓口での待機時間の解消については、課題と認識している。(K市) 一廃車入力と廃車申告受付書の発行のどちらを先に行うケースの運用にも対応できるように要件を整理する。(総務省)  ・追加機能No.3 方針案の認識の通りで相違ない。(I市) 一必須機能として整理を進めたい。(総務省)	5. 継続検討  廃車申告受付書の発行ができること。  ●追加機能No.1 廃車申告受付書の発行時に譲渡証明書欄の有無を選択できること。  ●追加機能No.2 廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。  ●追加機能No.3 名義人の変更登録の際に、新所有者に対しての標識交付証明書と同時に旧所有者への廃車申告受付書を発行できること。	(1) 譲渡証明書の定義方法について単体で必要になるケースが想定されないようであれば、利便性の点から廃車申告受付書と一体の様式を前提とする方向で良いか。	A市	①認識相違なし			
						B市	①認識相違なし			
						C市	①認識相違なし	意見照会事項(1)への回答良い。		
						D市	③その他	当市の現状の様式では、譲渡用でない廃車申告受付書に記載される事項は標識番号、車台番号、申告者氏名、受付日、のみであり、記載情報の補足として、納税義務者の住所や排気量の記載された標識返納済証明書と一緒に交付していることがわかった。帳票WTで議論するものだと思うが、廃車申告受付書の記載内容に不足が無いようにする必要がある。上記が問題ないという前提で、譲渡証明書を廃車申告受付書と一体の様式にすることは問題ないと考える。		
						E市	①認識相違なし			
						F市	①認識相違なし			
						H市	①認識相違なし	廃車申告受付書と譲渡証明書は一体とする方針で問題ない。		
						I市	①認識相違なし			
						J市	①認識相違なし	意見照会事項(1)についても、記載の通りで良いと考える。		
						K市	①認識相違なし			
						90	4.3.3.	廃車証明書発行	廃車証明書の発行ができること。  ・追加機能No.1 標識返納済証明書について、市外の車両を廃車する場合は発行していないと認識しているが、市内車両の場合は発行するという理解で正しいか。(総務省) 一相違ない。標識交付証明書の対となる証明書として出力しており紛失時と分けて運用している。(D市) 一当市では、当該帳票を発行していない。すべて廃車申告受付書になる。(I市) 一自治体または市民側の利用用途について確認したい。もし市民側に不利益が生じないのであれば、標識返納済証明書の発行を行わないという考えで整理を進めようか。(総務省) 一今のところ返納済証明書がなくて困った事例はなく、状況を踏まえるとなくとも問題ないものと思われる。(D市)	3. 削除  ●追加機能No.1 標識返納済証明書の発行ができること。
B市	①認識相違なし									
C市	①認識相違なし									
D市	③その他	廃車申告受付書の内容に不足が無いのであれば必要ない。								
E市	①認識相違なし									
F市	①認識相違なし									
H市	①認識相違なし									
I市	①認識相違なし									
J市	①認識相違なし									
K市	①認識相違なし									

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答									
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄							
00	4.3.4. 納税証明書発行（車検用）	以下の条件で対象者を抽出し一括または個別に納税証明書の発行ができること。  【出力条件】 一般納付 口座 コンビニ納付 クレジット納付 マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付  ※収納システム側での実現を可とする	・納税証明書の課税側での発行有無について 総合窓口の関係で現在課税側のシステムで全税目の納税証明書を発行している。（H市） →総合窓口で収納システムを利用して発行できれば問題ないか。（総務省） →問題ない。（H市） →当市では課税側と収納側でデータ連携のラグが生じるため、登録したばかりの車両などで課税側で納税証明書を発行するケースが年間10件程度ある。課税システムと収納システムのデータベースの構造に起因したものと想定している。（K市） →窓口で領収書を持ってきた場合に納付データがなくとも納税証明書を発行する運用をしている。（D市） →当市では、収納側からのみ発行している。まだ登録していない車両については車検証を提示してもらい納税証明書を発行している。（E市） →当市では課税側の情報が収納管理システムに即時で連携されるため、収納側で対応している。（G市） →K市でもE市のように未登録車両についても提示された車検証をもとに納税証明書が発行できれば、収納側のみ発行機能があれば問題ないか。（総務省） →収納側で該当機能があれば問題ない。（K市） →収納WGと調整し、未登録車両における車検証の情報をもとにした車検用納税証明書の発行機能の検討を進めたい。（総務省）	5. 継続検討	以下の条件で対象者を抽出し一括または個別に納税証明書の発行ができること。  【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替 コンビニ納付（スマホ決済、モバイルレジ含む） クレジット納付 マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付 車種（車検対象） 滞納有無  ※収納システム側での実現を可とする  →収納側の検討状況を踏まえて更	（1）課税側での要否について 収納側において台帳情報未登録の車両への納税証明書を発行する機能として、収納管理たたき台5.2.1. 調定情報管理「調定情報の新規登録ができること。」により調定を作成することで、納税証明書を発行可能となる認識です。 以上を踏まえて、当該機能は収納管理システムに一本化する方針として問題ないでしょうか。	A市	①認識相違なし								
							B市	①認識相違なし								
							C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答問題ない。							
							D市	①認識相違なし	問題ない。							
							E市	①認識相違なし								
							F市	①認識相違なし								
							H市	①認識相違なし	（1）問題なし							
							I市	②補足事項・疑義あり	当市では調定情報ではなく、その場で車検証を元に車両情報を登録して、収納側で納税証明発行してもらっている。車両情報が未登録ということは、基本的にも翌年度課税に向けたもので、今年度の課税データも調定データも発生しない。調定データを作成して、発行するというのはどのような運用を想定しているのか？							
							J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。							
							K市	①認識相違なし								
							4.4. 発行管理									
							10	4.4.1. 通知書・証明書発行リスト作成	一括作成を行った通知書及び証明書について、発行者リストを作成できること。	※「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。	1. 変更なし	一括作成を行った通知書及び証明書について、発行者リストを作成できること。		A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
C市	①認識相違なし															
D市	①認識相違なし															
E市	①認識相違なし															
F市	①認識相違なし															
H市	①認識相違なし															
I市	①認識相違なし															
J市	①認識相違なし															
K市	①認識相違なし															
20	4.4.2. 通知書再発行	納税通知及び各種通知の再発行ができること。	No.5_2 ・再発行分の確認について 再発行日時がわかれば問題ない。検索できれば問題ない。（D市）  ※「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。	1. 変更なし	納税通知及び各種通知の再発行ができること。									A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
														C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし								
							E市	①認識相違なし								
							F市	①認識相違なし								
							H市	①認識相違なし								
							I市	①認識相違なし								
							J市	①認識相違なし								
							K市	①認識相違なし								
							30	4.4.3.	納税通知書再発行時に、当初・更正区分や発行日の指定ができること。 また、過年度分の再発行ができること。	No.5_2 以下の認識で問題なし 当初分：通知書内容の編集不可かつ納付済みや過年度分の発行は不可 更正分：発行日や納期限の指定ができること  ・口座の場合の名寄せ印字について 再発行分のみ限定した要件ではないという理解で良いか。（総務省） →ご認識の通りである。（G市） →4.1.で追加する方向で検討して改めて定義内容をご提示したい。（総務省）  ・納期限、コンビニ指定納期限、督促手数料について 収納側で修正できれば問題ない。（D市）	2. 修正	4.4.3-1.（当初分） 当初分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。  【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替  【除外条件】 納付済み 過年度分  4.4.3-2.（更正分） 更正分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。  【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替 納期限 発行日	（1）口座振替対象者への納税通知の名寄せ印字について 議事で示している方針とは異なるが、当該帳票の帳票要件（帳票の説明）の中で複数車両所有の場合は名寄せ印字を行う旨を明記する方針が良いか。	A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
														C市	①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答良い。
D市	③その他	現状、当市の口座振替対象者への納税通知書（はがき）1通につき5台まで、通知書番号、車両番号、車種、税額が印字されるようになっているが、6台以上所有している場合に2通が連続して印刷されるという認識でよろしいか。 それとも、2台以上所有している場合は、納税通知書に印字できる台数分まとめて1通に印刷するようにする、という旨か。  上記どちらにも必要な機能と認識している。														
E市	①認識相違なし															
F市	①認識相違なし															
H市	①認識相違なし	（1）口座振替対象者への納税通知の名寄せ印字について記載のとおりの方針で問題ない。														
I市	①認識相違なし															
J市	①認識相違なし	意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。														
K市	②補足事項・疑義あり															
40	4.4.4. 証明書再発行	証明書の再発行ができること。	※「第3回機能WT_資料2_標準仕様書たたき台方針案part1」記載の方針案の通りで問題ないことを確認した。	2. 修正	各種証明書の再発行ができること。									A市	①認識相違なし	
														B市	①認識相違なし	
														C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし								
							E市	①認識相違なし								
							F市									
							H市	①認識相違なし								
							I市	①認識相違なし								
							J市	①認識相違なし								
							K市	①認識相違なし								

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答		
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
50	4.4.5. 通知書編集	通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 【対象項目】 氏名 住所 目付 税額（編集不可項目）	・機能の可否について 窓口で再発行を行う際などに氏名や住所を台帳情報の連携ラグ等の事情で通知書の印字内容を変更するケースはないか。（総務省） →変更して窓口で住所などが異なる身分証などを提示された場合は発行しない運用をしているため必要ではないと考えている。指定納期限（コンビニ納期限）のみ変更できると良い。（D市） →送付先については、宛名情報のデータ連携のラグがあるため修正できると良い。（I市） →台帳を更新しないで通知書を編集する機能は後で台帳の更新漏れがあることが懸念される。（E市） →持ち帰り検討したい。（総務省）	5. 継続検討	通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 【対象項目】 ★送付先★  →送付先のみ編集対象として整理		A市	①認識相違なし	通知書本文等の事前照会後のたたき台が反映されていない。
							B市	①認識相違なし	
							C市	②補足事項・疑義あり	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
							60	4.4.6. 証明書編集	
B市	①認識相違なし								
C市	②補足事項・疑義あり								
D市	②補足事項・疑義あり								
E市	①認識相違なし								
F市	①認識相違なし								
H市	①認識相違なし								
I市	②補足事項・疑義あり								
J市	①認識相違なし								
K市	①認識相違なし								
70	4.4.7. 証明書発行制御	以下の条件により、各種証明書発行時に発行禁止・警告メッセージ表示の設定ができること。 【制御条件】 車種 未納者 DV支援措置対象者 機微情報対象者	・重複宛名統一と納税義務者変更 車検用納税証明を意図しているが、重複宛名の名寄せ処理を行った場合に、納税義務者変更と同じ扱いとなり備考欄の印字内容（課税対象外と印字）が変わってしまう。重複宛名統一によってシステム登録上の納税義務者の宛名が変わった場合は、実態として納税義務者は変更されておらず当該年度の課税対象外とはならないので、当該記載を防ぐ意図でアラート機能が必要と考えている。（C市） →当市では重複宛名のリストが各課で回ってくるので、適宜宛名の名寄せを行っている。当市では重複宛名の統一による宛名番号の変更は、名義変更と違った処理として扱われる。そもそも重複宛名の統一をきちんと識別できれば問題ないのではないか。（I市） →処理として異なる動きができれば問題ないと考えている。どの部分で定義を行うか持ち帰り検討したい。（総務省）	5. 継続検討	以下の条件により、各種証明書発行時のエラーまたはアラート設定ができること。 【制御条件】 車種 未納者 DV支援措置対象者 機微情報対象者 重複宛名統一 納税義務者変更  →共通要件で重複宛名を名寄せした場合と異なる宛名への変更がされた場合の区別ができるように定義				A市
							B市	①認識相違なし	
							C市	①認識相違なし	
							D市	①認識相違なし	
							E市	①認識相違なし	
							F市	①認識相違なし	
							H市	①認識相違なし	
							I市	①認識相違なし	
							J市	①認識相違なし	
							K市	①認識相違なし	
							80	4.4.8. 発行履歴管理	各通知書および証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 発行対象者情報 発行日 部数 発行者 通知または証明内容
B市	①認識相違なし								
C市	①認識相違なし								
D市	①認識相違なし								
E市	①認識相違なし								
F市	①認識相違なし								
H市	①認識相違なし								
I市	①認識相違なし								
J市	①認識相違なし								
K市	①認識相違なし								

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	議事概要	検討結果	修正方針内容	意見照会事項	WT議事・修正方針への構成員回答											
							団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄									
5. 返戻・公示																		
5.1. 返戻・公示処理																		
90	5.1.1. 返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。返戻者情報の一括登録もできること。  【管理対象項目】 調査記録（調査結果） 調査員 法裁日	No. 9_1	・法裁日について特に管理はしていない項目である。（1市） 一当該項目は削除する。（総務省）	2. 修正	通知書等の返戻者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。返戻者情報の一括登録もできること。  【管理対象項目】 登録日 返戻日 通知書番号 納税義務者（氏名、住所） 車両情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）） 調査段階の区分 調査記録（調査日時、担当者、調査方法、調査内容/結果） 返戻処理区分		A市	①認識相違なし									
								B市	①認識相違なし									
								C市	①認識相違なし									
								D市	①認識相違なし									
								E市	①認識相違なし									
								F市	①認識相違なし									
								H市	①認識相違なし									
								I市	①認識相違なし									
								J市	①認識相違なし									
								K市	①認識相違なし									
								00	5.1.2. 返戻処理	調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。  【返戻処理】 公示送達日登録 指定納期設定（納期変更） 課税保留 送付先変更	No. 9_3 No. 9_5	※課税保留については総務省内で確認中のため保留とする【第3回WTはここまで】	5. 継続検討	調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。  【返戻処理】 公示送達日登録 指定納期設定（納期変更） ★課税情報の調査中★ 住民票請求/送付先変更		A市	①認識相違なし	
																B市	①認識相違なし	
																C市	①認識相違なし	
D市	①認識相違なし																	
E市	①認識相違なし																	
F市	①認識相違なし																	
H市	①認識相違なし																	
I市	①認識相違なし																	
J市	①認識相違なし																	
K市	①認識相違なし																	